

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System



消費税における給与所得と事業所得の区分

依田 孝子〔大森〕

はじめに

所得税法上の給与所得(所法28①)と事業所得(所法27①)の区分については、個人の所得税だけではなく、法人においても、消費税の課税仕入れ該当性や源泉所得税の源泉徴収の有無等の場合問題となります。今回は、所得区分について争われた消費税の事例を中心に紹介します。

1、給与所得と事業所得の二応の判別基準

次の最高裁判決は、弁護士の顧問料収入を事業所得として認定したものです。ここで示された判別基準は、その後、多くの判決・裁決で引用されています。

昭56・4・24最高裁(棄却)(確定)
Z117-47888

判決では、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務から生じる所得」をいい、給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付」をいうとし

2、外注費の課税仕入れ該当性

さらに、給与所得について、「給与支給者との関係において何らの空間的、時間的な拘束を受け、継続的なし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない」と判示しています。

平19・11・16東京地裁(棄却)
Z888-13665
平20・4・23東京高裁(棄却)(上告)
Z888-13666

検査キーワード:「外注費」「消費税」

電気工事の設計施工業務を営むA社(原告・控訴人)は、その業務に従事した6名(各支払先)に支払った金員につき、請負契約に基づく外注費であるから、課税仕入れに係る支払対価の額となるとして消費税等の確定申告等を行いました。本件は、S税務署長が、各支払先に支払った金員は、給与等であるとして、消費税等の更正処分等を行ったことから、A社が、その取消しを求めた事案です。

裁判所では、前掲の最高裁判決を踏まえ、次の認定事実等から、各支払先の労務の実態は、いわゆる日給

月給で雇用される労働者と変わりがないとして、各支払先について、自己の計算と危険において独立して電気配線工事業務を営んでいたものと認めることはできないと判断しました。

① 各支払先は、A社から指定された各仕事先においてA社代表者等の指示に従い、基本的に午前8時から午後5時までの間、電気配線工事等の作業に従事し、1日当たりの「基本給」に従事日数を乗じた金額等を労務の対価として得ていたこと。

② 各支払先は、A社に常用される者として他の仕事を兼業していなかったこと。

③ 各仕事先で使用する材料を仕入れたことはなかったこと。

④ 各支払先は、ペンチ、ナイフ及びドライバー等を除き、使用する工具及び器具等その他営業用の資産を所持したことはなかったこと。

⑤ A社が、各支払先に係る定期健康診断の費用を負担していたこと。

⑥ A社が、各支払先に無償貸与する作業着を購入し福利厚生費としていたこと。

A社は、第一審及び控訴審で、各支払先に支払った金員が外注費であると認定されたことから、上告に及びましたが、上告不受理・棄却(平成20年10月10日最高裁)となり、裁判は確定しました。

3、マッサージ師に支払った外注費

平12・2・29裁決(一部取消し)・J59-5-30

検査キーワード:「外注費」「消費税」

国税不服審判所では、審査請求人が、マッサージ師に支払った外注費は、次の事実等から、給与等に該当するもので、課税仕入れに該当しないとして、審査請求人の主張を斥けています。

① マッサージ師各人は、採用の際、個々に契約を交わし、その契約書の記載内容に従い、審査請求人の施術所施設において、マッサージ業務を行っている。

② マッサージ業務を遂行するに当たっては、営業時間、施術種目(コース)及び施術料金、出勤時間等を含ま業務時間、服装、休憩及び業務上の心得等の業務規則が定められ、営業方針・業務規則に従わない場合には審査請求人に契約解除権が認められている。

③ マッサージ師は、審査請求人の指揮監督ないし組織の支配に服して、場所的、時間的な拘束を受けて継続的に労務を提供し、マッサージ業務に当たり独自に費用を負担していないものと認められるから、審査請求人とマッサージ師は雇用関係があるといえる。

4、キャディー報酬

平11・6・2那覇地裁(棄却)
Z243-8417
平12・10・10福岡高裁(棄却)
Z249-8741
平13・4・27最高裁(棄却)(確定)
Z250-8893

検査キーワード:「キャディー報酬」「給与所得」
この事案の主な争点は、

ゴルフ場を営むB社(原告・控訴人・上告人)が支払ったキャディー報酬について、給与所得となるか事業所得となるかです。裁判所では、次のとおり、キャディー報酬は、労務の対価として支給されたものと判断し、所得税法上の給与所得に当たるとしました。

① B社とキャディーとの間で、形式的には雇用契約が締結されていないし、B社においては、キャディーの採用やその勤務形態、勤務時間等について、キャディーに相当程度の自由が与えられているが、キャディーはB社から独立して経済活動を営み、プレーヤーとの間で請負ないし請負類似の契約関係にあったとは到底いえない。

② B社のキャディー業務は、ゴルフ場におけるプレーヤーに対するサービスの一部であり、キャディーの労務提供は、キャディー自身の危険と計算によるものではなく、B社の指揮監督に服してなされているものであると認められる。

おわりに

給与所得と事業所得の区分については、請負契約や雇用契約の有無だけではなく、判別基準により実質的に判断されるようです。

なお、TAINSには、東京国税局の法人課税課速報・平成15年7月・第28号の「給与所得と事業所得との区分 給与?それとも外注費?」も収録されていますので、併せてご利用ください。

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

明日の会計界を担う皆様!

ACELINK Naviが月々9,800円(税別)月額使用料パック いよいよスタート!

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大將(基本)/個人決算書/決算内訳書/減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得税確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。

開業早々これなら使える!!



MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉

全国8,400件の導入実績を誇るMJS会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使用していただくための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てバック

月々9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそくご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所

MJS

検索